

令和 3 年 10 月

# 定 款

田岡化学工業株式会社

# 田岡化学工業株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

**第1条** 当会社は、田岡化学工業株式会社と称し、英文では TAOKA CHEMICAL COMPANY, LIMITED と記載する。

### (本店の所在地)

**第2条** 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (目 的)

**第3条** 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. つぎの製品の製造、加工および売買
  - (1) 染料、顔料、塗料およびそれらに関連する化成品
  - (2) 接着剤および粘着剤
  - (3) 合成樹脂および添加剤
  - (4) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、診断薬およびそれらに関連する中間物ならびに医療材料
  - (5) 農薬および農薬中間物
  - (6) 写真感光材料
  - (7) 有機工業薬品および無機工業薬品
  - (8) 前記各製品に関連する製品
  - (9) 前記各製品の加工品
2. 前号に掲げる製品の輸出および輸入
3. 化学工業および環境保全に関するつぎの事項
  - (1) 各種機械設備の製作および売買ならびにこれらに関する運転、保全等の受託および技術指導
  - (2) システムの設計および売買ならびに技術指導
  - (3) 各種研究およびこれらに関する調査の受託ならびに技術指導
4. 化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導
5. 各種製品の包装および組立
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

**第4条** 当会社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公 告 方 法)

**第5条** 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当会社の発行可能株式総数は、2,400万株とする。

(単 元 株 式 数)

**第7条** 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

**第8条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

**第9条** 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

**第10条** 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第11条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

**第12条** 株主総会は、取締役会の決議にもとづいて取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

**(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)**

**第13条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

**(決議の方法)**

**第14条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

**(議決権の代理行使)**

**第15条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

**(議事録)**

**第16条** 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

**(取締役の員数)**

**第17条** 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

**(取締役の選任)**

**第18条** 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

**第19条** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

**第20条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

#### (取締役会)

**第21条** 取締役会は、取締役をもって構成し、会社の業務執行を決定する。

#### (取締役会の招集)

**第22条** 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

**第23条** 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (取締役会規則)

**第24条** 法令または本定款に定めるものほか、取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (取締役の報酬等)

**第25条** 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

#### (取締役の責任限定契約)

**第26条** 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

### （監査等委員会の招集）

**第27条** 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。  
監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### （監査等委員会規則）

**第28条** 法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会に関する事項は、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

### （事業年度）

**第29条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### （剰余金の配当等の決定機関）

**第30条** 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### （剰余金の配当の基準日）

**第31条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### （配当金の除斥期間）

**第32条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和 26年 9月 20日 制定  
〃 27年 5月 30日 改正  
〃 28年 5月 29日 〃  
〃 30年 11月 29日 〃  
〃 31年 11月 30日 〃  
〃 34年 5月 28日 〃  
〃 42年 5月 31日 〃  
〃 47年 1月 1日 〃  
〃 47年 11月 30日 〃  
〃 50年 5月 31日 〃  
〃 57年 6月 26日 〃  
〃 60年 6月 28日 〃  
平成 元年 6月 29日 〃  
〃 3年 6月 27日 〃  
〃 6年 6月 29日 〃  
〃 10年 6月 26日 〃  
〃 11年 6月 29日 〃  
〃 14年 6月 27日 〃  
〃 15年 6月 27日 〃  
〃 18年 6月 29日 〃  
〃 19年 6月 28日 〃  
〃 21年 6月 26日 〃  
〃 22年 6月 29日 〃  
〃 27年 6月 29日 〃  
〃 28年 6月 24日 〃  
〃 29年 10月 1日 〃  
令和 3年 10月 1日 〃